

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十七日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十七号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一・五」を「一・二五」に改める。

別表第一の二イ行政職給料表の表中「八千五百円」を「八千四百円」に、「一万二千二百円」を「一万千五百円」に改める。

別表第一の二ロ公安職給料表の表中「一万千六百円」を「一万千五百円」に改める。

別表第一の二ハ教育職給料表(二)の表中「一万二千二百円」を「一万二千五百円」に、「一万三千二百円」を「一万三千五百円」に改める。

別表第一の二ホ研究職給料表の表中「一万千七百円」を「一万千六百円」に、「一万四千六百円」を「一万四千五百円」に改める。

別表第一の二ヘ医療職給料表(二)の表中「九千七百円」を「九千六百円」に、「一万千三百円」を「一万千二百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

(平成二十三年三月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年広島県条例第四十一号。以下「改正条例」という。）附則第四項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 平成二十二年六月又は同年十二月に勤勉手当を支給された職員のうち、平成二十二年六月一日から平成二十三年三月一日（同月に支給する期末手当について、改正条例第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「改正後の給与条例」という。）第十八条第一項後段又は第二十一条第七項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「三月基準日」という。）までの期間引き続き在職した職員（平成二十二年六月一日（同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された勤勉手当について改正条例第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第十八条の四第一項後段又は第二十一条第七項の規定（以下「一箇月以内特例規定」という。）の適用を受けたものにあつては、当該退職した日。以下「六月基準日」という。）から三月基準日までの期間において、職員（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十

十八年広島県条例第四十九号)の適用を受ける職員を含む。以下同じ。)から人事交流等により引き続き次のイからニまでに掲げる者となり、引き続き当該イからニまでに掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、三月基準日まで引き続き在職した者を含む。)以外の職員

イ 国家公務員

ロ 他の地方公共団体の職員

ハ 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十五条第一項に規定する企業職員

ニ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年広島県条例第四十一号)

第十一条第一号に規定する退職派遣者

二 職員から人事交流等により引き続き前号イからニまでに掲げる者となり、引き続き当該イからニまでに掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、三月基準日まで引き続き在職した職員のうち、平成二十二年六月一日又は同年十二月一日において、当該イからニまでに掲げる者(前号ハに掲げる者を除く。以下この号において同じ。)として勤務していた職員であつて、当該イからニまでに掲げる者に適用される規程に基づきそれぞれ勤勉手当又はこれに相当する手当を支給された職員

三 平成二十二年六月又は同年十二月に勤勉手当を支給された職員のうち、平成二十二年六月一日から三月基準日までの期間引き続き在職した職員(六月基準日から三月基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き第一号イからニまでに掲げる者となり、引き続き当該イからニまでに掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、三月基準日まで引き続き在職した者(前号に掲げる職員である者を除く。)を含む。)であつて三月基準日における職員の区分(特定幹部職員(改正後の給与条例第十八条第二項第二号イに規定する特定幹部職員をいう。以下同じ。)とそれ以外の職員の別をいう。以下同じ。)が六月基準日又は同年十二月一日(同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された勤勉手当について一箇月以内特例規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日。次項第一号及び第六号において「十二月基準日」という。)における職員の区分と異なる職員

3 改正条例附則第四項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員のうち、職員として引き続き在職しなかった期間が、十二月基準日から三月基準日までの間にある者 ○円

二 前項第一号に掲げる職員のうち、職員として引き続き在職しなかった期間が、六月基準日から平成二十二年十一月三十日までの間にある者(前号に掲げる者を除く。)平成二十二年十二月に支給された勤勉手当の額に百四十分の五(平成二十二年十二月一日において特定幹部職員であつた者にあつては、百八十分の五)を乗じて得た額

三 前項第二号に掲げる職員のうち、平成二十二年六月一日及び同年十二月一日において

同号に掲げる職員であった者 ○円

四 前項第二号に掲げる職員のうち、平成二十二年六月一日において同号に掲げる職員であった者（前号に掲げる者を除く。） 平成二十二年十二月に支給された勤勉手当の額に百四十分の五（平成二十二年十二月一日において特定幹部職員であった者にあつては、百八十分の五）を乗じて得た額

五 前項第二号に掲げる職員のうち、平成二十二年十二月一日において同号に掲げる職員であつた者（第三号に掲げる者を除く。） 平成二十二年六月に支給された勤勉手当の額に百四十分の五（平成二十二年六月一日において特定幹部職員であつた者にあつては、百八十分の五）を乗じて得た額

六 前項第三号に掲げる職員 平成二十二年六月に支給された勤勉手当の額に百四十分の五（六月基準日において特定幹部職員であつた者にあつては、百八十分の五）を乗じて得た額と同年十二月に支給された勤勉手当の額に百四十分の五（十二月基準日において特定幹部職員であつた者にあつては、百八十分の五）を乗じて得た額の合計額

4 再任用職員（改正後の給与条例第五条第五項に規定する再任用職員をいう。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百四十分の五」とあるのは「七十分の五」と、「百八十分の五」とあるのは「九十分の五」とする。

5 改正条例附則第四項各号に定める額及び附則第三項各号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

6 この規則に定めるもののほか、平成二十三年三月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。